

感対第273-1号  
令和6年7月5日

県内医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和 (公印省略)

感染症予防計画に基づく医療措置協定の締結について (依頼)

日頃、本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症予防計画に基づき、医療措置協定を締結しているところです (令和6年6月21日現在、病院258機関、診療所1,322機関と締結済み)。

一方、昨年11月6日から「医療措置協定に向けた調査」を実施しているところですが、未回答の医療機関もあり、未だ予防計画で目標としている協定締結数に至っていない状況です。

大変お手数ではございますが、未回答の医療機関につきましては、当該「医療措置協定に向けた調査」に対し、令和6年7月22日 (月) までに御回答を賜りますようお願いいたします。

医療措置協定の締結が難しい場合も当該調査には御回答お願いいたします。

なお、当該調査で協定締結可能として御回答いただいた場合は、8月下旬に協定を締結できるよう調整させていただきます (詳細は別添参照)。

記

1 回答方法

施設区分に応じて、以下の URL 又は QR コードから回答フォームへアクセスしていただき、調査に御回答ください。

(1) 病院・有床診療所の場合

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=62430](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62430)



(2) 無床診療所の場合

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=62436](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62436)



担 当：保健医療部感染症対策課 企画担当

電 話：048-830-7503

F A X：048-830-4808

# 医療措置協定締結までの流れ

別添資料

■ 埼玉県における医療措置協定締結までの流れは以下のとおりとなります。

## ①医療措置協定締結に向けた調査への回答 … 医療機関側の手続き

➤ 医療措置協定締結の意向がある場合、令和5年11月から実施しているアンケート調査へご回答ください。

※ アンケートへの回答をもって医療措置協定の締結とはなりませんのでご注意ください。

## ②医療措置協定書（案）の作成・送付 … 県側の手続き

➤ ①の調査の回答を基に県で医療措置協定書（案）（PDFファイル）を作成し、調査で回答いただいたメールアドレス宛てに送付します。

## ③医療措置協定書（案）の確認・修正等のやり取り … 医療機関側の手続き

➤ 送付された医療措置協定書（案）に記載された措置の内容や医療機関情報等に誤りがないか確認していただきます。

※ 修正の必要がある場合は、メールで修正箇所についてご連絡ください。

※ 調査の回答内容に明らかな誤り（個人防護具の備蓄可能としているが、備蓄可能数の記載がない 等）があった場合は、医療措置協定書（案）を送付する際のメールで予め指摘いたします。

## ④医療措置協定修正・締結手続き … 県側の手続き

## ⑤医療措置協定書の送付・公表 … 県側の手続き

➤ ④の手続き完了後、医療措置協定書を送付します。

※ 該当者には、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定書も合わせて送付します。

➤ 医療措置協定を締結した医療機関の名称や措置内容等について公表します。

# 医療措置協定締結までの流れ

令和6年7月1日～7月31日に協定締結可能として調査に回答いただいた場合、協定締結は8月下旬予定となります。

## 《令和6年8月カレンダー》

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	31	01	02	03
			《7月回答分〆切》	【県】協定書(案)作成		
04	05	06	07	08	09	10
	【県】協定書(案)作成			【県→医療機関】 協定書(案)送付	【医療機関】 協定書(案)確認	
11	12	13	14	15	16	17
		【医療機関】 協定書(案)確認		【県】 協定締結手続き		
18	19	20	21	22	23	24
	【県】 協定締結手続き			【県→医療機関】 協定書等送付 《協定締結》		
25	26	27	28	29	30	31